

蓋議海、恐綜覈踈訛、撰緝謬違、謹詣闕奉進、伏增谷冰、謹白、

弘仁六年七月廿日

中務卿 四品 臣 萬多親王

右大臣從二位兼行皇太弟傅勳五等臣藤原朝臣園人

參議從三位行宮内卿兼近江守臣藤原朝臣緒嗣

正五位下行造東大寺長官臣阿部朝臣眞勝

從五位上行尾張守臣三原朝臣弟平

從五位上行大外記兼因幡介臣上毛野朝臣穎人等上表

〔古史徵一〕夏今本に、新撰姓氏錄序とある下に、此者第一卷之序也、不載官書目錄、而載此卷、又抄姓氏錄文、註於此卷、是皆爲備指掌也、と云る文のあるは、後人の書入なること論なし、然れどもいと近き世の所爲とも見え、一本に掌也の間に、私所爲の三字あり、○中略抄姓氏錄文、註於此卷、是皆爲備指掌也とは、此書入れたる人の心に、此錄の文の約なるを見て、全書には非ずて目錄なりけむを、各々姓の下に録せる文は、姓氏錄の本書より抄て、指掌に備へむ爲に、撰者たちより後の人の私に註せる物ぞと非心得したる物なり、其は新撰姓氏錄抄とも題せる本の傳はるをも思ひ合せての説なるべし、また新撰姓氏錄目錄と題せる本のあるも、抑この録文は約なれども、抄略したる本の傳はれるには非ず、元來の全き書なることは、各々姓々の下に録せる文と上に引りし桓武天皇紀十八年の詔命に、令載始祖及別祖等名、勿列枝流并繼嗣歷名とあるに熟く符るを以て知べし、此錄の成れる事は、もはら桓武天皇の御心より出たる御舉なれば、此詔命の如く録さむには、今傳はる本の如くならずば、得有まじき物なるを以て、抄略本に非ざること知られたり、○註然るを見林本の後序に、同人の言るは、惜乎、氏族之書不多傳、幸新撰姓氏錄抄得存于今、惟憾其所存者抄書而非完本也、藤原朝臣定房藏之、大内氏得之、其所來尙矣、雖未知何人